

徳島県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

| 整理 番号 | | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷 地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|---|------|---|----------|-----------------------------|------------------|
| 1 | 2 | 鳴門池田 | 阿波市阿波町元町一六番 二地先から 同 番四地先まで 一三三七 | 旧 | 一三・六〇・三三・三 | 三二五・〇 |
| | | | 同 | 新 | 一三・六〇・二二・五 | 三二五・〇 |